

入札説明書

本事業に係る入札公告（以下「**入札公告**」という。）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付書類を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、**実施方針**並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

本入札説明書において使用する用語の意義は、**実施方針**及び**入札公告**において使用する用語の例により、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に関する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

本入札説明書の添付書類は、次のとおり。

- 別紙 1 実施方針抜粋
- 別紙 2 競争的対話の実施方法
- 資料－1 事業契約書（案）
- 資料－2 業務要求水準書
- 資料－3 様式集及び記載要領
- 資料－4 サービス対価の算定及び支払方法
- 資料－5 事業者選定基準
- 資料－6 基本協定書（案）
- 資料－7 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 資料－8 民間収益事業の実施要領書

1 公告日

令和7年9月30日 公告番号第7号

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 防衛装備庁長官 青柳 肇
東京都新宿区市谷本村町5-1

3 事業概要

(1) 事業名

民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）

(2) 入札の対象となる公共施設等の種類

実施方針 第1 1 (2) のとおり。

なお、**入札公告**及び本入札説明書において引用する**実施方針**の規定を、**別紙 1 実施方針抜粋**に示す。

(3) 事業目的

実施方針 第1 1 (4) のとおり。

(4) 事業内容

入札公告 別紙 1 (2) ア～オに示す業務の細部は、**資料－1 事業契約書(案)**及び**資料－2 業務要求水準書**による。

実施方針 第1 1 (5) エ なお書に示す民間収益事業の実施に係る細部は、**資料－8 民間収益事業の実施要領書**による。

(5) 本事業船舶及び本事業船員の要件等

資料－2 業務要求水準書 第1 5のとおり。

(6) 事業場所等

事業者は、**資料－2 業務要求水準書**に示す本事業船員の業務従事要件や本事業船舶の運航条件等を踏まえ、日常的に本事業船舶を係留する港湾等(以下「係留施設」という。)を確保すること。

係留施設の細部は、**資料－2 業務要求水準書** 第2 2 (2) イによる。

(7) 提供される業務の要求水準

資料－2 業務要求水準書 第2のとおり。

(8) 事業方式

実施方針 第1 1 (6) のとおり。

(9) 事業期間等

ア 事業期間

本事業の実施に係る契約(以下「事業契約」という。)の締結の日から令和18年12月31日まで。

なお、本事業船舶は令和9年1月1日から運航開始し、事業期間の終了まで運航する。

イ 事業期間終了時の措置

実施方針 第1 1 (11) のとおり。

ウ 事業スケジュール

令和7年9月30日

入札公告及び本入札説明書の公表

入札価格の基準金利公表(本入札説明書に記載)

令和7年10月9日

競争参加資格に関する質問書提出期限

令和7年10月17日

本入札説明書(競争参加資格に関するものを除く。)に関する質問書提出期限

競争参加資格に関する質問回答公表

令和7年10月24日

第一次審査資料の提出期限

令和7年10月31日

第一次審査結果の通知

本入札説明書(競争参加資格に関するものを除く。)に関する質問回答公表

令和7年11月7日

競争的対話に関する事前質問書提出期限

令和7年11月17日～12月5日	競争的対話の実施
令和7年12月24日	入札（入札書及び第二次審査資料の提出）
令和8年2月9日	開札 （開札の結果、再度入札となった場合は以降の日程が変更になる場合がある。）
令和8年2月	落札者の決定
	落札者との基本協定の締結
令和8年3月	事業者との事業契約の締結
令和9年1月1日	本事業船舶の運航開始
令和18年12月31日	本事業の終了

4 競争参加資格

実施方針 第2 3 のとおり。

5 担当部局

入札公告 別紙 2（1）のとおり。

6 参考資料等の交付

資料－2 業務要求水準書において、応募者に示すとした参考資料等の交付を希望する者は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す、参考資料等交付申請書を担当部局に提出すること。

交付された資料を、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

7 本入札説明書に関する質問

本入札説明書に関する質問（実施方針等に記載があつて、本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す、質問書を提出するものとする。

（1）提出期限

ア 競争参加資格に関する質問

令和7年10月 9日（木）17時00分まで

イ 本入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に関する質問

令和7年10月17日（金）17時00分まで

（2）提出方法

電子メールにより、5 に示す担当部局へ送付するものとする。

（3）回答公表日

ア 競争参加資格に関する質問への回答

令和7年10月17日（金）

イ 本入札説明書（競争参加資格に関するものを除く。）に関する質問への回答

令和7年10月31日（金）

なお、第二次審査資料作成にあたり応募者が早期に了知する必要があると判断される質

問以外は、上記の公表日以降に回答を公表することがある。

(4) 回答方法

防衛省は、本入札説明書に関する質問及び質問に対する回答を、防衛省のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問を提出した者のみへの直接回答は行わない。）。

なお、質問の内容及び質問に対する回答が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問に対する回答等については、公表しない場合がある。

8 競争参加資格の確認（第一次審査）

- (1) 第一次審査資料の提出期限及び提出方法は、**入札公告** 別紙 2 (2) による。期限までにこれを提出しない者及び競争参加資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。
- (2) 第一次審査資料は、**資料－3 様式集及び記載要領**に従い作成するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年10月31日（金）までに書面で通知する。なお、提出された第一次審査資料に関し、契約担当官等は質問、追加資料の提出依頼等を行う場合があり、応募者は、これに応じなければならない。
- (4) 競争参加資格の確認後にやむを得ない事情が生じ、応募者の代表企業、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査資料の提出日までに変更しようとする者にあつては、防衛省の承諾を得て構成員等変更届及び変更に係る第一次審査資料を提出し、競争参加資格を認められた場合に限り、当該変更をすることができる。
- (5) 提出期限を過ぎて第一次審査資料を差し替え又は再提出することは、(3) なお書及び(4)に掲げる場合を除き、認めない。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、通知を受けてから1週間以内に書面（様式自由）を提出することにより、契約担当官等に対して理由の説明を求めることができる。
- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、書面により回答する。

10 競争的対話の実施

防衛省は、競争参加資格を認められた応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、本事業に関する提案内容の要求水準の充足の該否について、質問書を事前に受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

細部は、**別紙2 競争的対話の実施方法**による。

11 入札（入札書及び第二次審査資料の提出）

入札の日時及び場所は、**入札公告** 2 (1) 及び 3 のとおり。

入札参加者は、**入札公告** 別紙 2 (3) 及び以下に従い、入札書及び第二次審査資料を提出するものとする。期限までにこれを提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 入札書等

ア 入札方法

入札参加者は、**入札公告 5** 及び**資料－4 サービス対価の算定及び支払方法**を踏まえ、サービス対価の総額により入札価格を見積もるものとする。

イ 入札の辞退方法

入札参加者は、次により、入札を辞退することができる。

(ア) 入札前にあつては、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す入札辞退届を、5 の担当部局に提出するものとする。

(イ) 入札中にあつては、電子入札の場合は防衛装備品等調達システムを通じて辞退の意思を、紙入札の場合は辞退の旨を記した入札書を、提出するものとする。

ウ 入札価格の算定に係る基準金利

資料－4 サービス対価の算定及び支払方法 第2 3 (1) イに示す、入札価格の算定にあたって防衛省が指定する「入札時基準金利」は、**表1**のとおりとする。

表1 防衛省が指定する「入札時基準金利」

対象船舶	適用する金利の指標	入札時基準金利
3号船舶 4号船舶 5号船舶 6号船舶	令和7年9月24日の午前10時30分における東京スワップレート (T.S.R) として、表示される TONA ベース 10 年物 (円/円) 金利スワップレート	1.463%

(2) 第二次審査資料

ア 第二次審査資料は、**資料－3 様式集及び記載要領**に従い作成すること。

イ 第二次審査資料の取扱いは、次による。

(ア) 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他防衛省が必要と認めるときは、防衛省は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術やノウハウ等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

(ウ) 資料の公表

防衛省は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、第二次審査資料の一部を公表することがある。

公表に際しては、入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公表されることにより、当該入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、細部は防衛省と各入札参加者との間で協議する。

ウ 入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

12 開札

開札の日時及び場所は、**入札公告** 2 (2) 及び 3 のとおり。

入札参加者又はその代理人は、電子入札による場合は防衛装備品等調達システムを利用できる任意の場所において、紙入札による場合は**入札公告** 3 ただし書に示す場所において、開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない防衛省職員を立ち合わせて開札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金……免除する。

契約保証金……本事業契約の締結日から本事業船舶の運航開始日の前日までを期間として、本事業契約の保証を求める。細部は、**実施方針** 第3 2 (1) による。

14 入札の無効

入札公告 9 のとおり。

15 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

入札公告 別紙 2 (5) のとおり。

(2) 落札者の選定体制

防衛省は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に関する評価についての調査審議を依頼し、当該調査審議の結果を受けて、(1) により落札者を選定する。

有識者等委員会の構成員は、以下のとおり。

足立 慎一郎（国立大学法人政策研究大学院大学 教授）
神崎 浩昭（一番町綜合法律事務所 代表弁護士）
庄司 るり（海上・港湾・航空技術研究所 理事長）
山崎 幸二（三井住友海上火災保険株式会社 顧問）
金山 哲治（統合幕僚監部後方計画部長） ※
小牟田 秀覚（統合作戦司令部後方運用部長） ※
小杉 裕一（防衛装備庁装備政策部長） ※
鈴木 信丈（防衛装備庁調達事業部長） ※

※ 人事異動が生じた場合は、同一の官職に就いた後任者とする。

(3) 落札者の選定手順

防衛省は、以下の手順により落札者を選定する。

ア 第一次審査

第一次審査は、本事業に携わる者として応募者が適正な資格と能力を備えていることを

確認するものである。

防衛省は、応募者が提出した第一次審査資料について、不備の有無及び競争参加資格の有無を確認し、資料の不備がある者及び競争参加資格を認められない者を欠格とする。

第一次審査は、入札書及び第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、その結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

イ 入札

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料をもって入札する。

ウ 第二次審査

第二次審査は、(1)により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、**資料－5 事業者選定基準**に掲げる評価項目及び得点配分により、次のとおり評価する。

(ア) 防衛省は、資料の不備の有無を確認の上、入札参加者が策定した事業の提案内容が**資料－2 業務要求水準書**に定める要求水準（基礎点項目）を全て充足しているか審査し、合格者には基礎点を付与する。要求水準（基礎点項目）が一項目でも充足しない場合は不合格とし、入札参加者に通知する。

(イ) 防衛省は、事業の提案内容が要求水準（基礎点項目）を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算点項目）について、優れていると認められるものには、その程度に応じて加算点を付与する。

(ウ) 防衛省は、審査過程において、第二次審査資料を提出した入札参加者に問い合わせを行う場合がある。

エ 開札

入札書に不備がある場合、又は**入札公告 9**に該当する場合、当該入札は無効とする。

なお、開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、原則として同日に再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再度公告する。

オ 総合評価

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、ウによって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

落札者となるべき者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、入札参加者またはその代理人がくじを引かないときは、これに代わって、入札事務に関係のない防衛省職員がくじを引き、落札者を決定する。

カ 結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、入札参加者に対して速やかに通知するとともに、事業契約の締結後、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

16 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後速やかに、支出負担行為担当官を相手方として、**資料－6 基本協定書（案）**により、基本協定を締結するものとする。

17 特別目的会社（事業者）の設立

16 に掲げる基本協定を締結した落札者は、速やかに会社法第25条に規定する株式会社を設立するものとする。

18 事業契約の締結

（1）事業契約書の作成

事業契約書は、**資料－1 事業契約書（案）**並びに落札者が提出した入札書及び第二次審査資料に基づいて作成するものとする。

事業契約書の契約代金内訳については、落札後ただちに予算の範囲内で協議するものとする。

事業契約書の作成に当たっては、軽微な事項を除き、**資料－1 事業契約書（案）**の規定、本入札説明書に示す事項及び落札者が提案した事項等を変更し、又はこれらと異なる特約を付すことはできない。

（2）事業契約の締結

落札者は、事業者をして、落札決定後2ヶ月以内（ただし、令和8年3月31日を限度とする。）に、事業契約を締結させなければならない。

19 手続における交渉の有無

無

20 支払条件

資料－4 サービス対価の算定及び支払方法のとおり。

21 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

防衛省は、その所要に応じて、事業者との間で役務契約を締結する場合がある。

22 その他

（1）入札参加者は、**入札及び契約心得**（平成27年防衛装備庁公示第1号）並びに本入札説明書を遵守すること。ただし、**入札及び契約心得**と本入札説明書で取扱いが異なる事項については、本入札説明書による。

（2）審査資料の作成、提出その他本入札への参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

一旦提出された入札書及び審査資料は、引替え、変更又は取消をすることができない。ただし、審査資料のうち防衛省が求める場合は除く。

（3）入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。

（4）防衛省への提出資料に虚偽の記載をした応募者に対しては、指名停止措置要領に基づく指

名停止を行うことがある。

- (5) 今後の他の事業等において、入札参加者の事業提案の内容が一般的に適用される状態になった場合には、防衛省は当該提案内容を無償で使用できるものとする。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りでない。
- (6) 落札者の事業提案を防衛省が認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 審査結果等の通知は、防衛装備庁調達事業部需品調達官から行う。

実施方針抜粋

「民間船舶の運航・管理事業（貨物船等） 実施方針」（令和 7 年 6 月 3 0 日）（抄）

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。） 4 隻

(4) 事業目的

本事業は、令和 4 年度に策定された「防衛力整備計画」に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、必要な海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを事業の目的としている。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理及び運営することによる人的並びに物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力及び船舶・海上輸送に関する分野における技術的見地を最大限活用することにより、効率的かつ効果的な海上輸送力の確保を目的として、P F I 契約方式を採用することとしている。

民間事業者には、当該分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的、効果的かつ安定的に遂行し、事業期間にわたって優れた V F M (Value for Money) を発揮することが期待される。

(6) 事業方式

事業者は自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了後も防衛省には譲渡しない、いわゆる B O O (Build-Own-Operate) 方式により実施する。

(11) 事業期間終了時の措置

事業者は、本事業を終了する場合又は事業期間終了時において本事業船舶の残存価値が見込まれる場合、当該残存価値の評価方法及び本事業船舶の取扱い等について防衛省と協議の上、決定するものとする。

防衛省は、本事業船舶のスクラップ処分の実施、第三者（一連の売買に係る最終的な取扱者を含む。この号において以下同じ。）への本事業船舶の譲渡等について、事業者と協議を行う。

本事業船舶のスクラップ処分等に当たっては実施場所等の条件を防衛省が指定する場合がある。事業者がスクラップ処分を実施した場合、事業者は、スクラップ処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、防衛省に納付するものとする。

事業者は、本事業船舶を事業期間終了後に第三者に譲渡する場合、譲渡先、譲渡の価格及び

譲渡対価（譲渡に係る経費及び手数料を差し引いた収益）の納付について防衛省と協議を実施し、承諾を得るものとする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、各業務を事業者から直接、受任又は請け負うことを予定する企業によって構成される。応募者のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。

なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業をいう。以下同じ。）を加えて構成される。

イ 代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれが各業務のうちいずれかの業務を実施するものとし、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、又は業務範囲を明確にした上で、各業務を複数の者で分担することも差し支えないが、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委託等してはならない。

ただし、3. (2)ウにて後述するとおり、船舶調達業務において、中古船舶を活用する場合に限り、改造業務の再委託を容認する。

ウ 事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) 代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

(イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

(ウ) 事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。

エ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、各業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

オ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、防衛省と協議するものとし、防衛省がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。

カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。

ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(B)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) PFI法第9条に該当しない者であること。

(イ) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 3.(2)イからカまでにそれぞれ示す競争参加資格を有する者であること。また、当該資格の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項第3号から第5号までのいずれかに該当する者であること。

なお、当該要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、当該要件に該当することを証する書類等を、入札公告時に示す第一次審査資料とともに提出すること。

(オ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(カ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止中企業」という。）でないこと。

(キ) 指名停止中企業と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該指名停止中企業と同

種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (ク) 防衛省が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社（同社の協力事務所である株式会社日本海洋科学及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を含む。）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (ケ) 2. (1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

イ 代表企業の参加資格要件

代表企業は、以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 船舶調達業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、ア 船舶調達業務を実施する企業（以下「船舶調達企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。
- (イ) 本事業船舶に関する必要な技術的知見を有し、船舶の調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有していること。
- (ウ) 本事業船舶と同等の船種及び規模の船舶を建造した実績を有すること。ただし、本事業船舶を中古船舶の改造により調達する場合、現在の所有・運航形態に応じて、以下の要領で要件を満たすものとする。

i) 当該中古船舶を現に所有している者が自ら管理・運航している場合	現に所有している者が船舶調達企業として、当該所有者が(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。ただし、(ウ)については、当該所有者が事業者から改造業務を請負、当該要件を満たす企業に改造を請負わせることで、要件を満たすものとする。
ii) 定期傭船等の形態により所有者とは別の運航者が実質的に管理・運航している場合	運航者が船舶調達企業として、(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。ただし、(ウ)については、当該運航者が事業者から改造業務を請負、当該要件を満たす企業に改造を請負わせることで、要件を満たすものとする。

エ 船舶維持管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、イ 船舶維持管理業務を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。

オ 船員雇用・養成業務及び船舶運航業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、ウ 船員雇用・養成業務を実施する企業及び、エ 船舶運航業務を実施する企業（以下「船舶運航企業」という。）は以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。

カ 全般管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1. (5)各業務のうち、オ 全般管理業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。

令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない。）。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

防衛省は、事業契約に基づいて事業者が実施する本業務の履行を確保するため、原則として、次のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

ウ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本事業船舶に係る船舶整備費（ただし、特別目的会社関連経費（運営費用及び会計税務費用を含む。）及び資金調達関連経費を含まない。以下同じ。）に相当する額の10分の1以上とする。

事業者がウに掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、イに掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。

船舶整備費に変更があった場合には、保証の額が変更後の船舶整備費の10分の1に達するまで、防衛省は保証の額の増額を請求することができ、事業者は保証の額の減額を請求することができる。

競争的対話の実施方法

防衛省は、入札参加者を対象に、競争的対話を実施する。競争的対話においては、要求水準の充足の該否等に関する入札参加者からの事前質問を受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

質問回答の内容は、本事業に係る入札条件としての効力を有するものとし、原則として事業契約締結後に公表する。

ただし、質問内容及び質問回答が、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問や、本事業における情報収集能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがある回答等については、公表しない場合がある。

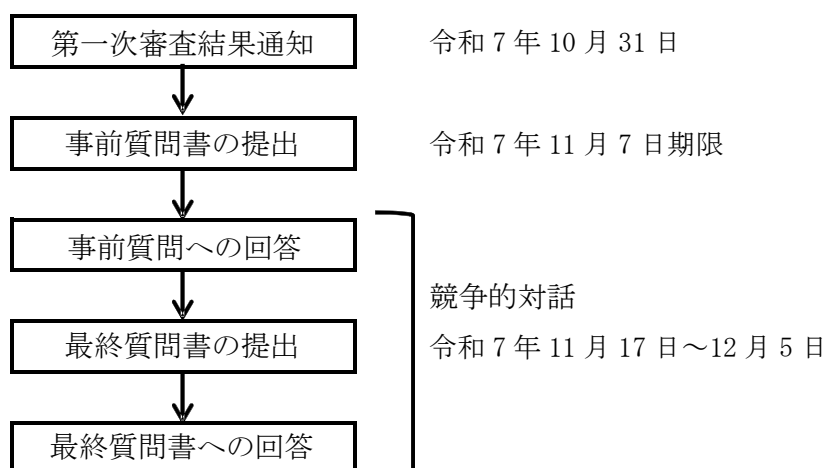
なお、質問回答の過程で、公平性の観点から全ての入札参加者に共通で示すべき条件が明らかとなった場合は、本入札説明書の修正、各入札参加者に対する補足説明等を行う。

1 目的

入札参加者が予定する事業提案の内容が、要求水準を充足しているか否かをあらかじめ確認することで、事業提案の内容が要求水準（基礎点項目）を充足せず不合格となる事態を避け、より良質な提案による競争環境の創出を図る。

2 実施手順

競争的対話の実施手順は、以下のとおりとする。細部は、第一次審査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。



3 実施方法

(1) 事前質問書及び出席者名簿の提出

防衛省は、要求水準の充足の確認等に関する事前質問を受け付ける。

入札参加者は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す事前質問書及び出席者名簿を作成し、提出するものとする。

ア 提出期限

(ア) 事前質問書

令和7年11月7日（金）17時00分まで

(イ) 出席者名簿

防衛省が別途通知する競争的対話の実施日の前日17時00分まで

イ 提出方法

電子メールにより、本入札説明書の5に示す担当部局へ送付するものとする。

(2) 質問回答の実施

防衛省は、各入札参加者より提出された事前質問について、それぞれ個別対面により回答を行う。

質問回答の基本的な実施方法は、以下を予定している。詳細については、別途防衛省から入札参加者に対して連絡することがある。

ア 実施回数

入札参加者当たり1回とする。

イ 実施時間

入札参加者当たり2時間以内とする。

ウ 質問回答の内容

防衛省は、入札参加者が予定している事業提案の内容が要求水準を充足するものであるか否か等について回答する。また、各々の質問について、公表の可否を協議する。

エ 持参資料

入札参加者は、個別対面に際して、質問に係る参考資料を持参することができる。

オ 出席者

入札参加者は、代表企業、構成員、協力企業等のうちから、質問への回答を把握する担当者を出席させることができる。

(3) 最終質問書の受付

防衛省は、(2)における質問回答を踏まえた、要求水準の充足に関する最終質問を受け付け、これに回答する。最終質問書の提出方法は、事前質問書の場合に同じ。